

鉏路市健康づくり応援団 実施要領 (2024 (令和6) 年改定)

【目的】

本事業は、市民の健康づくりに関する施策の推進に関し、積極的に関与・協力する企業、団体、商店、飲食店等を、鉏路市健康づくり応援団（以下「健康づくり応援団」という）として登録し、市と連携して活動することを通じ、市全体の健康づくりに関する機運を高めるとともに、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とし、「健康くしろ21第2次計画」に基づき実施してきた。令和6年3月に策定した「健康くしろ21第3次計画」では、誰もが健康づくりに取り組める地域づくりの実現のため、地域と行政の協働による健康啓発が必要不可欠であるとしており、より一層連携を強化し実施していくものとする。

【根拠法令】

健康増進法第17条

【実施主体】

鉏路市

【定義・活動】

本市の健康くしろ21第3次計画の趣旨を理解し、賛同している市内に活動拠点のある企業・団体・商店・飲食店等であって、下記のいずれかの支援を実践し、市民の健康づくりを応援するものとする。

○健康情報等啓発支援

健診情報の発信、健康に関する啓発活動、健康に関する資料配布 など

○食生活応援支援

ヘルシーメニューの提供、食育に関する情報発信・啓発活動、健康に関する資料配布 など

○健康事業応援支援

健康まつりなどの市の健康づくり事業への参加・サポート、独自の健康に資する講演・イベント開催等の活動 など

【基準】別表

【登録】

健康づくり応援団に登録を希望する企業・団体・商店・飲食店等（以下「事業所・団体等」という）は、鉏路市こども保健部健康推進課（以下「事務局」という）に「健康づくり応援団」登録申込書（様式1）を提出、事務局で別表に掲げる基準に該当することを確認し、登録する。

登録をした時は、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、登録証を交付する。

登録した事業所・団体等については、鉏路市のホームページ等において公開する。

なお、公表の同意が得られた事業所・団体等のホームページ等については、鉏路市のホームページとのリンクを作成し、情報公開を行う。

【取消】

事務局は、登録された事業所・団体等が健康づくり応援団としてふさわしくないと認められる次の行為があった場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 市民の健康を害するおそれのある活動
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 信用を損なう行為など応援団としてふさわしくない行為

【活動継続意向確認】

登録事業所・団体等は、年に1回LoGoフォームにて活動継続意向の有無について回答する。

【その他】

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は令和2年 8月13日から施行する。
この要領は令和6年 4月 1日から施行する。